

議案第12号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

執行機関が特定個人情報を利用して処理することができる事務を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第4条第2項ただし書及び第3項ただし書中「第19条第7号」の次に「又は第8号」を加える。

第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1の12の3の項の次に次のように加える。

12の4 区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の14の項中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同項の次に次のように加える。

14の2 区長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の徴収、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出、保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	---

	の	
--	---	--

別表第2の24の項の次に次のように加える。

24の2 区長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	---------------------

別表第2の28の3の項を同表28の4の項とし、同表28の2の項を同表28の3の項とし、同表28の項の次に次のように加える。

28の2 区長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	---

別表第2の36の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表39の項中「給付」の次に「又は費用の徴収」を加え、「又は生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表40の項の次に次のように加える。

40の2 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に係る事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	--

別表第2の42の3の項の次に次のように加える。

42の4 区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事	住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	--

	務であって規則で定めるもの	
--	---------------	--

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定、第5条第1項の改正規定、別表第2の24の項の次に1項を加える改正規定並びに同表28の3の項を同表28の4の項とし、同表28の2の項を同表28の3の項とし、同表28の項の次に1項を加える改正規定は、同年5月30日から施行する。